

午前10時00分開議

渡辺委員長 おはようございます。

ただいまから、9月定例会予算特別委員会を開会いたします。

本委員会の運営に関し、理事会で決定した事項は既にお配りしてありますが、ここで特に質問者に申し上げます。

持ち時間は答弁を含めて60分ということになっております。その具体的な取扱いについては、理事会確認事項として既に皆様方にお配りしている資料のとおりでありますので、留意の上、質問されますよう、改めてお願いいたします。

また、答弁者においては、簡潔な答弁に留意され、円滑な委員会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、委員席につきましては、ただいま御着席のとおりにしたいと思っておりますので御了承願います。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

大 門 良 輔 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

渡辺委員長 大門委員。あなたの持ち時間は60分であります。

大門委員 おはようございます。

本日から予算特別委員会がスタートいたしました。そのトップバッターを務めさせていただきます大門良輔です。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、委員長、早速ではございますが、資料の配付の許可をお願いいたします。

渡辺委員長 許可いたします。

大門委員 ありがとうございます。資料が配付される間、一言申し上げます。

私ごとで大変恐縮ではございますが、私の所属しております滑川青年会議所におきまして、次年度の理事長予定者に内定することになりました。

県議会を見渡してみますと、米原委員や、渡辺委員長、川島委員、八嶋委員、澤崎議員、そして新田知事と、理事長を経験された方がおられまして、そうそうたるメンバーが経験をしております、その役職に就くことを大変光栄に思っております。

また、青年の代表としてしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、資料が配付されたと思いますので、質問に移りたいと思います。

まずは、コロナ対策についてでございます。

今回の第5波は感染しやすいデルタ株が流行しまして、全国的に見ても過去最大の波が押し寄せ、富山県でも100人超えが連日続き、ステージ3、そして、まん延防止等重点措置が富山市に発令されました。

それでは、1枚目の資料を見てください。

これは厚生労働省が公表しているものでして、4月30日付で作成した、富山県の感染者急増時の緊急的な患者対応方針でございます。これを見てもみますと、最大感染者を冬の最大感染者数38人の2倍の1日当たり76人、最大患者数は503人を見込んで対応方針を決めており、今回の第5波は想定を超えた感染爆発でございまして、緊急

時における対応能力が要されるときだったと思っております。

また、全ての都道府県のこの感染者急増時の緊急的な患者対応方針の資料を見ましたが、どこの県も冬の最大感染者数の2倍で最大感染者数を設定しており、今回の第5波は、7割以上の県でこの最大感染者数を大きく超えておりまして、そういった県に関しましては、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令されておりました。

そこで、まずはお伺いをしたいと思います。

今回の第5波はまだ終わっておりませんが、今はピークアウトしてまいりました。恐らく想定外の部分は多かったと思います。この第5波を経験しまして、今後、感染の急拡大に向け、対応方針の見直しや変更をかけていかなければいけない箇所は大いにあると思っております。

例えば、福井県が行いました野戦病院の設置など、想定外の対応への備えをしていくべきと考えますが、まずは新田知事のお考えをお伺いいたします。

新田知事 まず、大門委員におかれましては、滑川J Cの理事長に決定されたということで、おめでとうございます。

先ほど私も含めて名前をたくさん述べられましたが、人生の中での本当にかげがえのない経験だったと思っています。どうか悔いのないようにお務めいただきたいと思っておりますし、また、何しろ1年に1人しかできない役ですから、やりたくてもできなかった方もたくさんおられる、そのような方々の思いもぜひ背負われてお務めいただければと思います。

さて、質問への答えに入りますが、今、御指摘があり、資料も配付いただきました感染者急増時の緊急的な患者対応方針は、去る4

月に、第4波への備えとして、国から事務連絡があり、資料を提出したところでございます。

この資料にありますように、1月の1日当たりの最大が38人でした。その倍程度ということで目安として、必要となる病床数のシミュレーションを行いました。それは第4波向けだったと理解をしております。

一方で、今回の第5波は、ワクチン接種も進展していることに伴いまして、高齢者の感染は抑えられています。また、重症化も抑えられております。一方で、若い世代の軽症者が増加したことが今回の大きな特徴だと考えております。

そのため、コロナ医療と一般医療をいかに両立させるかということで、入院をしていただくのは重症化リスクの高い方を優先する、それ以外の無症状、軽症者については、あくまで医師が御本人の状況を個別に確認した上で、宿泊療養施設あるいは自宅で療養していただくということにしたわけです。

今後、さらに感染が拡大することも想定し、今回提案した9月補正予算案では、3棟目の宿泊療養施設の開設に必要な経費も計上させていただきます。

なお、富山市内では既に2棟の診療所を設置しておりまして、その中では、投薬したり、あるいは酸素投与を行うことができる体制も整えたところです。

引き続き、県民の皆さんに、御自宅でも、また宿泊療養施設でも、もちろん病院でも、安心して不安なく療養いただけるように環境の整備強化を進めてまいります。

なお、御指摘のありました臨時の医療施設、いわゆる野戦病院と

も言いますが、これにつきましては、適切な場所の選定、確保、また当然、今も一般医療、またコロナ患者対応をしていただいている医療スタッフをどのように確保するか、これがやっぱり大きな課題だと考えておりますが、引き続き検討してまいります。

大門委員 ありがとうございます。

今お答えがあったとおり、第4波向けでして、第5波向けではなかったということで、第5波の対応方針がない中で今回の第5波を迎えたのだと理解をしております。ですので、今回の第5波を経験して、やはりこの対応方針は見直さなければいけない箇所が大いにあると思っておりますので、また検討していただいて、第6波に向けて備えていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、2枚目の資料を開いていただきたいと思います。

これも厚生労働省が出している資料でして、全ての都道府県の感染者数と病床数、そして重症者数、ホテル療養の部屋の数、自宅療養者数が分かる資料となっております。

今回お出ししたのは最新の数字ではなく、富山県で最大の感染者数が出た8月27日に公表になった資料となります。このときは、感染者数は1,094人で、即時対応病床数が442床、病院入院者数が258人、ホテルがまだ1棟だったので250部屋を確保し、116人がホテル療養、そして、720人が自宅療養となっております。このときは想定を超えるペースで急激に感染が拡大しているので、医療関係者、厚生センター、そして県の担当者など大変御苦労されたとお察しします。

ただ、この資料を見まして、疑問に思う点があります。それは、

病床のフェーズの考え方でございます。このときはほとんどの県が想定を超えた感染拡大をしている中、計画していた最大のフェーズで病床数を確保しています。それに対しまして、富山県はフェーズが4段階あるうちの3段階のフェーズ3までしかフェーズを引き上げていません。計画ではフェーズ3が438床、フェーズ4が532床となっています。これだけ見ると、自宅療養者も最大700人を超えて、コロナ感染した方が一番不安が大きかった時期に、なぜ計画していた最大の病床数を確保しなかったのか、余力があるのではないか、そもそも計画の立て方に問題がなかったのかなど疑問に思っています。

そこで、病床の確保計画のフェーズ4の考え方について、どうしてフェーズ4まで確保しなかったのか、また計画の立て方に問題はなかったのか、こういった場合にフェーズ4まで引き上げられるのか、新田知事にお伺いをしたいと思います。

新田知事 先ほどの繰り返しにもなりますが、今般の第5波では、ワクチンの接種も進んでいることもあり、若い世代の軽症者が増加したことが大きな特徴だと考えています。

そして、コロナの医療と一般の医療を両立させるため、入院は重症化リスクの高い方を、医師の判断で優先して入院していただき、それ以外の無症状、軽症者は、御本人の状況を確認した上で、宿泊施設または自宅で療養していただいていたところ です。

8月25日時点での資料——8月27日公表の資料をお示しいただきました。本当に厳しい状況でありました。その上、入院の必要な患者の受入れを各医療機関に依頼し、一般医療への影響が過大とならないように配慮しつつ、病床を確保してきました。

なお、大門委員御質問のフェーズ4、本県においての最終フェーズですが、これに移行した場合、県内の一般医療は大きく制限をされることとなります。これまでも余裕があるというわけではないところに、コロナの対応をお願いするわけですから、当然、一般医療に大きく制限がかかります。例えば、救急医療以外の診療を延期していただく、手術の予定もまた延期していただく、そのようなことになる事態も想定されました。

このようなことからこのフェーズを設定しているのも、それは病院とも合意した話なわけですが、このフェーズ4への移行は最後の最後のとりでですから、ここの移行は慎重に行う必要があると考えております。

そのようなことで、今回、確かに厳しい状況ではあったのですが、フェーズ3の中で何とかやりくりをしたということです。やりくりというのは、もちろんホテル療養、また自宅療養もお願いをして、あくまでこれは医師の判断でお願いをしているということ、そして、御自宅においてもオンコールの体制なども取って、御不安のないような環境を整えながら、そのようなことをやったということです。

ただ、今後のさらなる感染の拡大も想定をしておかなければなりません。引き続き、各医療機関と協議を行いまして、受入れ病床の確保などについては、必要な体制について確保するように努めてまいりたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

フェーズ4まで確保していますが、やはり一般医療の制限がかかるということで、今回はフェーズ3で止めたということは本当に理解する部分ではございます。先ほども言いましたが、今後また感染

が急拡大したときに速やかに、例えば、フェーズ4に行くのであれば、フェーズ4に行くような体制の確保だけまたお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、医療関係者は、1年以上にわたりまして新型コロナウイルスと戦い、最前線で多くの命を救っていただいていることに改めて感謝を申し上げたいと思います。

新田知事も御覧になったかと思いますが、医療関係者の最前線の方々は、感染しないように真夏でも全身を覆ったサウナスーツのような防護服を着て、自分がコロナに感染しないかという恐怖と、自分自身の家族を守るため、家族や子供と接触しないような生活を送り、ストレスを抱えながら闘っております。

そして、人の生死にも関わることから、精神的にも鬱になる方や、仕事を辞めたいと思っている方が増えているとも聞いております。

コロナの初期の頃は、医療に従事する人、そういった方が大切であるということを物すごく言われていましたが、最近はそのあたり前になりつつあり、感謝の気持ちも薄れてきていると感じております。その医療従事者に対しまして、改めて、モチベーションを保つ対策や離職を防ぐ対策が必要と思いますが、木内厚生部長の御所見をお伺いいたします。

木内厚生部長 委員御指摘のように、新型コロナとの闘いが長期化しておりますので、医療従事者の皆様は大変強いストレスを感じているものと考えております。

県では、これまでも医療機関への負荷軽減をまず図るということで、軽症や無症状の感染者に対応する宿泊療養施設の拡充を図っております。これによりまして、入院する患者さんの数をそもそも減

らすということでございます。

また、実際の勤務に当たりまして、県内の公的病院の会合におきまして県からお願いをしていることでございますけれども、感染症病棟で勤務をされる方は、そういうシフトを組んで入るわけですが、そこで長期間にわたって勤務が続くとストレスが高くなるということで、二、三か月程度で交代をしていくというシフトを組んでいただいております。

また、未就学児を持つ看護職員は異動に当たり配慮いただきたいということでありまして、職員の方に対する臨床心理士によるカウンセリング、精神科医を含む相談チームの設置など、こうしたことを各公的病院にお願いをして対応していただいているところでございます。

また、富山県新型コロナウイルス対策応援基金を活用し、これまで激励金などを支給させていただいておりますけれども、県民や事業者からの寄附につきましては、現在も届いております。こうしたお気持ちが医療従事者の皆様に届くように、効果的な活用方法を改めて検討してまいりたいと考えております。

医療従事者の負荷の軽減につきまして、今後とも医療機関と十分協議をしまして、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

県のほうでもいろいろな対策はしていただいていると認識をしておりますが、やはりそれでも現場の方からはまだまだ厳しいという声が届いております。本当に厳しい現場環境だとお察しします。ですので、またコロナ基金などいろいろな対策があると思いますので、そういったこの医療従事者に対しての対策を進めていただけたらと

思いますので、よろしく願いをいたします。

今回のコロナワクチンですけれども、対象年齢は12歳以上となっておりまして、小学生以下はワクチン接種ができない状況にある中、2学期がスタートいたしました。今流行しているデルタ株は子供たちにも感染しやすく、心配をしている家庭が多くあります。2学期は運動会や学習発表会など、行事も多くあり、子供たちにとっては多くの経験や思い出をつくる大切な時期でもあります。今後、ワクチン接種が進み、大人の行動の規制緩和などの話が出てきていますが、子供たちだけ我慢させるということはあるとは思っていません。

しかし、学校の校長先生に伺うと、1人でもコロナを持ち込むと、例年のインフルエンザ同様に、簡単に教室や学校に広まりかねないという話をよく伺います。そのことを解消するために、他県では、発熱があったら検査できるように小学生以下の家庭に簡易検査キットを配る自治体が増えてきています。

そこで、子供たちにとって安心・安全な学校生活を送ってもらえるよう、県としてどのように取り組んでいかれるのか、荻布教育長にお伺いをいたします。

荻布教育長 県教育委員会では、今月13日からの2学期の始業に当たり、児童生徒が安心して学習できるよう、県立学校に対し、始業後2週間をめどに、地域の感染状況や学校の実情を踏まえて人流の減少に対処するなど、感染症対策に万全を期すよう通知をいたしました。

これを受け、各県立学校では時差登校や分散登校を実施しますとともに、オンライン授業を積極的に導入しております。万一、校内

で感染者が発生して臨時休業や出席停止の措置を行った場合にも、生徒がひとしく学べるよう、通信環境が整わない家庭への支援も含め、学習機会の確保に努めております。

また、各学校では、引き続きマスク着用や手洗い、換気に加え、感染リスクに応じ活動内容を変更するなど、3密を徹底的に回避いたしております。

さらに、家族も含め体調不良の児童生徒等は出席停止としますほか、今月末には、県立学校の教職員のワクチン接種完了者につきましては約86%となる見込みであるなど、感染リスク低減に努めているところでございます。

なお、抗原簡易キットにつきましては、県立学校にも配置をしておりますが、このキットで陰性の結果が出ても感染していないことの確認にはならないため、学校では、体調不良の児童生徒等に対しては速やかに医療機関を受診するよう指導を徹底しているところでございます。引き続き、学校や保護者と連携して、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいりたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

先日、うちの子供の運動会がございまして、参加する方々の行動制限をしながら、そして運動会の競技を減らしながら何とか開催をいたしました。やっぱりどこの学校もそういった対策を取っておられますが、子供たちにとって、そういった思い出や経験は本当にかげがえのないものだと思っております。

今後、11月、12月になるか分かりませんが、国から行動緩和の方針も出てくると思っております。恐らく文部科学省も今から方針を出してくると思っておりますが、やはりそういった子供たちが安心

して学校生活を送れる、思い出をつくれる、経験を持てるような、そういった環境を、富山県としてもこれから考えていく時期に来ていると思います。今の段階から想定をしながら動いていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

それでは、成長戦略の中間とりまとめについてお伺いしたいと思います。今回質問するに当たりまして、成長戦略会議の議事録を読み直しまして、気になった点について質問していきます。

成長戦略会議の議事録を読みますと、富山県は、幸福度ランキングでも上位に位置しているように、ウェルビーイングはほかの県と比べると高い位置に来ていますが、女性が県外に進出をして帰ってこないということで、富山県の女性にいたってはウェルビーイングの値が低いという話がありました。

ですので、柱の1、真の幸せ戦略の中に、「特に、若い女性のウェルビーイング向上のため、女性の多様性を認め、多くの女性の生の声を取り入れるなど、対話的な政策作りに取り組むとともに、男性の家事・育児への更なる参画など、女性を取り巻く環境へも働きかける」と書いてありまして、このことについては大変理解ができます。

しかし、この問題はこれから先10年、20年後の人口減少社会が加速し、富山県の人口が100万人を切り、その先の人口減少の角度が急激な角度で人口減少していくのか、緩やかな角度で人口減少していくのか、大事な時期にあると私自身は認識をしております。だからこそ、今後、産み育てやすい環境をつくり、女性活躍、男性の育児参画など、強く推し進めていく必要があると思います。

それを見越して、成長戦略会議でも第4回のテーマが「目指せポータルランド！観光・移住・子育てと広報戦略」、第5回のテーマが「ストップ人口減少！移住政策と女性活躍」となっておりまして、人口減少を止めるため、子育て政策や女性活躍をフォーカスした会議が2回も行われているにもかかわらず、成長戦略の中間とりまとめの部分は、ウェルビーイング向上の部分に女性活躍や子育ての部分が少し記載されているだけでして、すごく薄く感じました。

議事録を見てみますと、ウェルビーイングに少し引っ張られ過ぎではないかという印象も受けております。ですので、もう1つの柱をつくって、こういった女性活躍や子育てを入れるべきではないかと感じておりますが、横田副知事の御所見をお願いいたします。

横田副知事 委員御指摘のとおり、女性活躍の推進、そして、子育て支援、少子化対策というのは、県の成長にとって非常に重要な政策でありまして、これまでの成長戦略でもテーマに掲げて議論してきています。

会議では、本県の若い女性の県外流出率が高くなるというのを大きな課題として捉えておりまして、女性が自分らしく生き生きと暮らすことのできる環境に向けた改善、そして、子育て環境の改善というのが成長のための最重要課題の1つだと指摘しております。

ウェルビーイング戦略の一部分とすべきではないという御指摘ですけれども、女性活躍や子育ての環境、少子化、さらには転出を含めた人口減少といった課題を解決していくということは、自分らしく生き生きと生きられ、主観的な幸福度を重視したウェルビーイング——真の幸せを目指すことではないかと思っております。

今の「成長戦略中間とりまとめ」では、ウェルビーイングの向上というのが経済成長の目的であり、手段であるということで、大きなかさをかけた上で、戦略全体の目標に据えています。

中核となる柱の1つとして、真の幸せ（ウェルビーイング）戦略というのを掲げて、この中で、今後の従来の施策にない新しい女性活躍推進策、そして子育て支援、少子化対策を検討していきたいと考えております。

少ししか書いていないじゃないかという御指摘ですけれども、この中でしっかりとこれから県民の皆さんと議論していきますので、新しい価値観、働き方などを見据えて、女性のウェルビーイングの向上を図って、生き生きと自分らしく暮らせる環境づくりに向けた施策というのを検討して実施するということをしていきたいと。これによって、女性活躍、子育て支援、少子化対策を強化していきたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

大変理解をいたしました。やはり子育て政策、女性活躍というのは非常に重要な項目だと思っておりますし、富山県の成長にとって必要な部分だと思っておりますので、この成長戦略の中間とりまとめの後の話合いの場でしっかりともんでいただいて、その部分をしっかりと膨らませて、どういった方向にすべきかということをしつかりと検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後、この富山県の経済を発展させ、県民も暮らしを向上していくには、急速に進化を進めるDX化に伴い、県内の企業における生産性やサービスの向上をさせ、付加価値の支援やカーボンニュート

ラルなど、地球温暖化に対して産学官の連携強化や技術革新への研究などが必要になってくると思っております。

また、企業の成長の後押しをするため、今年度新たに官民連携・規制緩和推進課を創設されました。この成長戦略の中間とりまとめの中でも、国の特区制度なども活用して規制緩和を行い、実証実験の積極的な誘致を進め、「実証実験立県とやま」として、日本中・世界中の革新的な企業の投資を呼び込むと書いてございました。

現在、この官民連携・規制緩和推進課ができて半年が過ぎたわけですが、現在の規制緩和について進めている部分や検討状況について、三牧知事政策局長にお伺いをしたいと思います。

三牧知事政策局長 本県の持続的な成長や御指摘のありましたDX、カーボンニュートラルの推進、そしてベンチャー企業の育成に向けては、民間企業の大胆な投資や新規事業の創出を促進していくことが非常に重要であります。そのためにも、状況に応じて、様々な事業や活動における障壁を規制緩和により柔軟に対応し、新たな技術革新やイノベーションを促進していくことが我々の重要な目的であると考えております。

このため、委員からも御紹介ありましたとおり、4月に官民連携・規制緩和推進課が設立されまして、現在、その規制緩和の対象となり得る条例、規則、要綱、要領、そして運営指針、ガイドライン、併せて補助金や許認可等の手続など、そうした対象のうち、現在870件の条例や規制の例規のほか、各課が所管する各施策や事業の実施要望等をリストアップしつつ、個別に一つ一つ、緩和や簡素化の可能性を今検討しているところでございます。

今、870件と挙げましたけれども、これまで各部局において緩和

の可能性があるものというのは、現状5件にとどまっています。まだ検討中でございますので具体的には申し上げられないのですが、この5件については、現状、今、他県や市町村の事例を参考に調査しておりまして、実現に向けた課題や緩和内容を含めて検討を進めているところでございます。

ただ、やはり県庁の中で検討していくとなると、我々は具体的なビジネスなどなかなかイメージを持ちづらいものですから、今後、さらに実効性のあるリストをしっかりと作成していくという観点からも、県民や事業者の規制緩和のニーズをどのように把握していくかということは非常に大事だと考えております。官民連携・規制緩和推進課が当然やっていくところではありますが、ほかの政策分野、DX・働き方改革推進本部やベンチャー支援協議会（仮称）など、そういう分野においてもしっかりと連携しながら、全庁的に意見をしっかりと聴取してニーズを把握するとともに、対象となる規制の趣旨、背景もしっかりと理解した上で、スピード感を持って、条例や要綱の改正、そして運用面の改善につなげていきたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

三牧局長から、870件の条例のリストから大体5件というものを今、検討段階ということでありました。今からの段階かなと思っておりますし、やはりこれは民間企業がどうやっていきたいかという方向性と、それをすり合わせていって進めるのが大事なのかと思っております。

今からベンチャー支援といったものがいろんな技術革新の中で進んでいく中で、やっぱり連携を取るというのがすごく重要なのかと

思っておりますし、そういった連携をしながら、富山県にとって何が必要なのか、何を規制緩和すれば成長するのかということも、もちろん御存じだと思いますけれども、進めていっていただきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

続きまして、スタートアップ支援の指定管理制度についてお伺いをしていきたいと思っております。

来年度の7月に、創業支援センター及び創業・移住促進住宅の事業を開始いたします。それに向けまして、今議会でこの施設の条例の議案が提出されまして、指定管理の枠組みが出てきたと思っております。

そこで、こういったベンチャー企業を育成する施設に関しまして、ただ施設の管理や運営をお願いするのではなく、指定管理をする業者に対して自由度を高めて管理運営をしていく必要があると思っております。

先日、岐阜県的美濃加茂市にありますリバーポートパークというところを視察してまいりました。ここは創業支援施設ではないのですが、民間の活力を活用したすばらしい施設でして、木曾川沿いに使われてない市有地がありまして、そこをラフティングや川遊び、バーベキューができる施設として、設計段階から民間と意見交換をして公共施設とは思えないすごくおしゃれな施設でもありました。

その指定管理に関しましては、指定管理料を本当に格安にしまして、その代わりに運営権を民間に自由に任せるといような取組をしておりまして、行政では思いつかないような発想やアイデアで大変人が集まり、人気の施設となっております。

この創業支援センター及び創業・移住促進住宅におきましても、やるのであれば、やはり全国でも先駆的で注目を集めるスタートアップの施設を目指してほしいですし、民間の活力を積極的に活用して、行政の枠組みにとらわれない自由な発想で指定管理を行っていく枠組みが重要かと思っておりますが、新田知事の御所見をお願いいたします。

新田知事 創業支援センター及び創業・移住促進住宅について質問いただきました。長いので、またいいネーミングをしかるべきときには決めたいと思います。

多くの起業家や移住者が集まって県民と交流をし、さらにそこから起業が生まれる地方創生の拠点としていきたいと考えています。そのためには、今、委員御指摘のように、利用者にとって魅力ある料金プラン、あるいはサービス、そして創業の支援の提供が必要だと思います。民間による運営が効果的であると考えて、そのようにしていきたいと思います。運営事業者がノウハウを十分に発揮できるように、できる限り自由度を高めることが重要と考えております。

今ほど美濃加茂市でのレジャーの施設の御紹介もいただきましてありがとうございます。また、この創業支援センターと同様のものとしては、やっぱり今、スタートアップのメッカとも言われております九州の福岡県福岡市の博多、ここにも同じような施設があるので、こちらも参考にしていきたいと考えております。

この施設では、指定管理者による利用料金制を導入いたします。指定管理者が一定の上限の下で自由に料金を設定するため、例えばコワーキングスペースなどでも、土日限定下限料金など、利用者のニーズに応えたフレキシブルな料金設定が可能となるような制度と

します。

また、もちろん収入は指定管理者の収入になるわけですから、指定管理者に一定のインセンティブも持っていただくことができると考えます。

他地域の事例では、運営事業者が民間のノウハウで創業支援セミナーやミーティングイベントなどを頻繁に開催しているところもあります。今後、指定管理者の公募というステップもあるわけですが、指定管理業務には建物の管理だけではなくて、そのセミナーの企画開催などの創業支援事業も含めて、年内に立ち上げる予定のベンチャー支援協議会でも民間委員にアイデアをいただければと考えています。

また、センターと住宅を一括した運営業務としまして、職住一体の施設の特徴も生かすことができるのではないかと、そのような創意工夫ができる仕組みにしたいと思います。

とは言いながら、やはり本県では例のない施設であります。難易度もある程度高いのではないかとと思いますが、事業者が建物管理、創業支援、移住・交流など、複数の機能について、自由な発想で施設が運営できるように、指定管理料の上限額も適切に設定をしたいと考えます。

大門委員 ありがとうございます。

富山県にとってこの施設が本当に成長戦略といいますか、成長する鍵となる施設になると私は思っておりますので、ぜひともそういったベンチャー支援や、移住者がたくさん来るような施設になるよう、またよろしく願いしたいと思っております。

それでは、続きまして、有機農産物についてお伺いをしていき

いと思います。

有機農産物は、農薬や化学肥料に頼らず栽培し、味であったり栄養分が高く、健康志向も高まり、注目されてきていると思っております。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略を策定しまして、2050年までに化学農薬の使用を50%、化学肥料の使用を30%、それぞれ削減する、有機農業に取り組む面積を100万ヘクタールへ拡大するという目標を掲げました。この100万ヘクタールというのは日本の耕作面積の約25%でございます。現在の有機農業の取組の面積は平成30年で2万3,700ヘクタールと耕作面積の0.5%にすぎず、大きな目標と言えらると思っております。

そこで、富山県を見てもみますと、平成25年の有機農業の耕作面積は194ヘクタール行っており、令和元年では207ヘクタールとなっておりまして、現在では200ヘクタール前後を推移しており、あまり増えてはいない現状でございます。

そこで、今後、どのように目標を立てて有機農産物に取り組んでいかれるのか堀口農林水産部長にお伺いをしたいと思います。

堀口農林水産部長 県ではこれまでも、有機農業を推進するため、生産と小売との流通のマッチング、あるいは、有機JAS認証の取得支援などに取り組んでいるところであります。

令和2年度の取組面積は219ヘクタールと前年度から若干増加したものの、近年の伸びはそれほど大きくはございません。この要因といたしましては、除草剤を使用しないことで雑草防除により多くの労力を要すること、また、化学合成農薬や化学肥料の不使用によって収量、品質が不安定になること、低価格で安定的な食材を求め

る消費行動からは、労力や収量に見合う価格での販売が容易ではないことなどの課題が挙げられております。

こうした中、委員から御紹介もありましたが、国においては、みどりの食料システム戦略が策定されました。2050年に有機農業の取組面積を100万ヘクタールとする非常に高い目標を掲げられております。この実現に向けまして、新法制定の検討、あるいは令和4年度の概算要求でも、地域主導による有機農業のモデル的な取組への支援などの方向性が示されております。

県といたしましては、今後、こうした国の動向にも留意しながら、生産性の向上が期待されるスマート農業の推進や、除草作業の省力化につながる乗用除草機等の活用、化学肥料を使わなくても地力が維持できる緑肥作物——県内でもマメ科のヘアリーベッチ等の事例もございますが、こうした緑肥作物のさらなる導入などに取り組んでいく必要があると考えております。

今年度見直しを進めております農業・農村振興計画や、とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プランに具体的な施策、あるいは数値目標などを盛り込みまして、有機農業の推進に努めてまいります。

大門委員 ありがとうございます。

いろいろ聞いてみますと、この有機農産物の出口戦略が見いだせないで、やはりその有機野菜に踏み出せないという方々が多くいると伺います。

まさしく部長が言われたとおり、農薬や化学肥料を使わないので本当に生産するのが難しく、有機野菜に切り替えたときの土壌の改良や、大変苦勞した割に収量が少ないということで、大変苦勞する

と聞いております。

その中で、先ほども御紹介がありましたが、有機野菜は有機 J A S という認定制度がありまして、一定以上の基準を満たせばこの認定を受けることができます。価格も普通の野菜よりも高く売ることができますが、この有機 J A S のハードルが高くて、なかなか取得は難しいと聞いています。

富山県の有機 J A S 取得と、そうでないところの生産面積を比較しますと、有機 J A S を取得している面積は116ヘクタールでして、有機 J A S を取得していないところが92ヘクタールで大体半々と認識をしています。

まずは、有機 J A S を取得するために技術指導も必要かと思っておりますが、例えば、G A P があると思いますが、G A P を取得するのも非常にハードルが高いということで、その基準に即して栽培をしているところを T G A P —— とやま G A P ということで認定をしまして、この普及を広めているような現状にあると思っております。

ですので、この有機 J A S というのも、例えば、とやま有機 J A S というものを創設しまして、生産者に作るメリットを見いだして出口戦略を明確にし、この有機農産物の普及促進に取り組んでみてはと考えますが、堀口農林水産部長の御所見をお伺いいたします。

堀口農林水産部長 有機農産物は、化学合成農薬や化学肥料を使用せず、環境への負荷が少ないことから、安全・安心や環境保全に関心の高い消費者に対して、インターネットを活用した高価格帯での販売が主体となっております。

しかしながら、昨年の中とやま食の王国フェスタで行った一般

消費者へのアンケート調査では、購入時には多くの方が価格や品質を重視していると、必ずしも有機農産物が有利な販売に結びついていないといった実態がございます。

今後、生産者の方に有機農業を実践していただくためには、収益面でもメリットにつながりますよう、国の環境保全型農業直接支払交付金の活用に加えまして、より多くの消費者の方に有機農産物の価値を知っていただくこと、また、農産物が適切な有機農業により生産されたことがしっかり確認できることなどが重要であります。

このため、まずは全国的にも広く認知され、活用されている国の有機JAS制度の認証を取得していただきまして、有機農産物であることをアピールすることが有効であると考えております。

県では、この認証取得費用に対する支援なども行っているところです。現在、22の経営体が取得しておりますが、さらに進みますよう、昨年度から国の交付金を活用いたしまして、有機農業指導者の育成にも取り組んでおり、県の普及指導員のほか、市町村職員、あるいは農業者の方にも受講いただいております。こうした指導員等の人材を活用するとともに、消費者の理解も得ながら、本県の気象や土壌などの環境に適した有機農業の普及に取り組んでまいります。

大門委員 ありがとうございます。

まだまだ本当に生産する方々は少ないような現状でございますし、その有機JASというものも非常に取得が難しい部分があると認識をしておりますが、またその技術指導や、富山県らしい出口戦略というものも併せて考えていただく必要があると思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

学校給食の話に行きますけれども、県内を見ても、それぞ

れ特色のある取組をしております。

例えば、滑川市では、形の変形した野菜や家庭菜園のものも含めて、給食センターが野菜を購入し、地元の野菜の自給率は70%あります。また、南砺市や舟橋村では、給食に有機農産物を取り入れる動きが出てきておりまして、子供たちの体をつくる源として、地元野菜や有機野菜に注目が集まり始めております。

しかし、県全体の給食の地元野菜の自給率は30%でして、まだまだ低い現状でございます。他県を見てみますと、地元野菜と学校給食のマッチング事業を県が行っているところがありまして、実績も出てきております。

子供たちの体づくりの源である学校給食について、有機農産物の利用促進の観点から、まずは地元農産物の活用を図る地産地消の促進から始め、段階的にこの有機農産物を取り入れていくことが有効かと私は考えておりますし、それこそウェルビーイングの経済指標でははかれない幸せではないかと思っておりますが、堀口農林水産部長の御所見をお願いいたします。

堀口農林水産部長 県では、次代を担う子供たちが、地域の豊かで新鮮な食材や食文化、あるいは地域産業としての農業に対して興味や関心を持つきっかけとなりますよう、学校給食での地元農産物の活用を進めてきております。

令和元年度からは、青果市場に産地と学校給食現場をつなぐコーディネーター役となっていていただきまして、市町村とも連携しながら、旬の食材の情報提供や活用食材の提案などを行っております。

しかしながら、地元農産物もそうでありますけれども、特に有機農産物は一般的に高価格なことに加えまして、納入量や規格等が比

較的不安定で、学校給食のように大量に調理を行う場合には、通常より手間がかかるなどの課題もございます。

そうした点からも、委員御指摘の、まずは地元農産物活用の地産地消から始めて、段階的に有機農産物を取り入れていくという御提案については大変有効であると考えております。

県といたしましては、引き続き、生産者、流通関係者等で構成するとやま有機・エコ農業パワーアップ協議会などにおきまして、学校給食に必要とされる品目や品質、数量を効果的かつ安定的に確保していく取組を推進しますとともに、有機農産物の活用拡大に向けた方策などについても、市町村等と共に検討してまいりたいと考えております。

大門委員 ぜひとも進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

最後の項目に移ります。最後は、安心して暮らせる社会の実現について、4問お伺いをしたいと思います。

医療的ケア児支援法が国で成立し、今回の補正で医療的ケア児を受け入れる保育の拡充に向けて予算がつけられ、医療的ケア児の受け入れ施設拡充が実行段階に入ってきたと認識をしております。

複合的な障害を持つ子供も多く、障害の種類や程度、受け入れられる人数によって市町村をまたぎ施設の活用をする必要もあり、レスパイトや養育の相談を必要とすることも多い現状にございますし、障害や発達の問題に関する親の不安を取り除くことは、虐待防止の観点からも重要でございます。

そこで、今後、富山児童相談所の機能強化を検討していく上で、養育の相談を行っているのは児童相談所、保育を含めた全ての情報

が手に入れられるところは医療的ケア児支援センター、そして、レスパイトや医療の中核を担ってきた県リハビリテーション病院・こども支援センターなど、今ある機能を1つにまとめる必要があると考えますが、木内厚生部長の御所見をお願いいたします。

木内厚生部長 御提案のありました施設について、今、3つ御紹介がありました。改めて確認をいたします。

まず、児童相談所では、児童虐待など子供の養育に関する相談業務を行っております。また、障害児施設等への入所サービスに必要な支給決定事務や、知的障害者に対する療育手帳の発行事務、こうした事務を行っているところでございます。

また、2つ目、医療的ケア児支援センターは、今御紹介ありましたとおり、医療的ケア児支援法によりまして、県の設置義務が規定されたわけでありまして、本県では従前より医療的ケア児者相談・連携推進センターというものを、県リハビリテーション病院・こども支援センターに併設しております。この中では、医療的ケア児に対応できる支援事業所の紹介、また支援事業所等や市町村との調整、そして御家族の方などに対する専門的な相談支援を行っております。

最後、3つ目です。県リハビリテーション病院・こども支援センターですけれども、今御案内のとおり、児童の発達障害に関する診断や治療、また障害児の入所やレスパイトのための短期入所などを実施しております。

今、委員から御提案がありましたとおり、こういった機関を集約化する場合、例えば、知的障害のお子さんで医療的ケアが必要な場合でありますとか、虐待を受けたお子さんで心理面の診断治療が必

要な場合などに、同一箇所で相談や療育支援を受けることができるということ、利便性に資すると考えております。

児童相談所と関係機関との連携の在り方につきましては、今、富山児童相談所機能強化検討委員会で検討しております。また、小児医療等提供体制検討会におきまして、児童精神のほうの体制強化の議論もしておりますので、そうした議論も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

部長のほうから、これを1つに集約することは有効性があるという認識はあると理解をいたしました。またそういった協議会の中で、どういったほうがいいのか、これはハード整備にも関わることなのでまた御検討いただいて、進めていただけたらと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、この児童相談所の設置場所についてお伺いをしたいと思います。

現在、建て替えが検討されております高岡児童相談所に関しましては、呉西全体をカバーできることを考慮して、アクセスのよい場所に立地されると考えております。

富山児童相談所の立地に関しましては、富山市だけでなく、しっかりとこの新川地区、朝日までをカバーする必要があると思っております。富山市からも新川地区からもアクセスしやすい場所の選定が重要かと思っております。

特に現状の場所にいたりましては、国道8号線から町のほうに入りまして、本当に入り組んだ場所にございまして、アクセスはなかなかしにくい場所にあるかと認識しておりますが、この児童相談所

の設置場所について、蔵堀副知事に御所見をお願いいたします。

蔵堀副知事 富山児童相談所の整備につきましては、今年6月に富山児童相談所機能強化検討委員会を設置いたしまして、移転改築を含めました機能強化、関係機関との連携の在り方などについて検討を進めております。

第1回の検討委員会では、富山児童相談所の現状と課題について、有識者、それから県東部自治体の皆様から御意見をいただいたところです。

具体的には、1つには、人員体制強化に伴いまして、施設や駐車場のスペースを拡張すべきといったハード面の御意見がございます。

それから、2つ目には、子供の心理面での医療機関との連携が大切であると。今ほども厚生部長の答弁にもございましたけれども、そういった点の御意見です。

それから、3つ目は、虐待を受けた子供のトラウマ治療、それから、親へのアセスメントの強化が必要であるといった御意見をいただいております。

設置場所の検討に当たりましても、こうした御意見は当然踏まえていくということでございます。

また、委員から御指摘もございましたけれども、児童相談所は、この児童虐待だけを取り扱っているわけではございませんで、知的障害の判定、それから療育手帳の発行、また障害児の養育相談ですとか障害児施設への入所サービスに必要な支給決定事務なども行っているところでございまして、幅広く児童に関する相談に対応しているところです。

そして、管轄区域ですが、御指摘もありました富山市から朝日町

まで、県東部の9つの市町村を管轄するというところでございます。設置場所については、これら市町村からの利便性というものは十分考慮する必要があると考えております。

住民の皆さん、児童を含めまして、利用しやすい、相談しやすい環境になるように整備をしたいと思っております。

今回の検討委員会では、委員からもお話がありましたような医療的ケアの問題ですとか、療育相談のワンストップ化についてどう考えるか、こういった点など児童相談所の機能強化の方向性について御議論いただきたいと思っております。その上で、年内をめどに、機能強化の基本方針を決定したいと思っております。

立地につきましては、こういった機能を強化するかということで基本方針が決まりましたら、それを踏まえまして、しかるべき場所についての検討というものをしっかりやっていきたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

先ほど副知事からお話があったとおり、本当に複合的にワンストップ化や場所の検討など、いろんな課題があるかと思っております。またそういった検討の場で検討していただいて、設置場所、そして機能などを決めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、障害者就労施設についてお伺いをいたします。

障害者就労施設におきまして、新型コロナウイルスの影響で工場の業績悪化やサプライチェーンの変更により、請け負っていた仕事が減っていると耳にすることがございます。

こういった障害者就労施設がコロナの影響で生産や収入減に見舞

われることにより、障害者が働く機会を奪われ、自立を阻んでしまうことを懸念しておりますが、まずはこの県内の状況についてどうか、木内厚生部長にお伺いをいたします。

木内厚生部長 コロナの影響につきまして、本年2月に県内の障害者就労支援事業所にアンケート調査を行っております。167事業所中126事業所から回答がありまして、このうち約7割、88の事業所におきまして、例えば、ホテルの客室や病院の清掃などの施設外就労の減少、あるいは部品の組立て、加工などの企業からの受注の減少、さらにイベントでパンなどの自主製品を訪問販売することが中止になったというような影響がありまして、約7割の事業所で収入が減少になっていたということでした。

また、今年度職員がコロナ感染したなどの理由によりまして、休業した事業所が12件ございました。うち6件では、休業中も在宅での就労支援を提供したということで聞いております。

今年の7月になりまして、収入が減ったという回答のあった事業所に、現況をさらに聞き取りをしております。新しい販路の開拓を進めていますけれども、収入はコロナ前の半分程度というような回答もあった一方で、下請けの業務がコロナ前の約8割から9割まで回復をしてきているというお答えもあり、農家の方から、花を束ねる作業というのを新たに請け負ったでありますとか、新しい事業の開拓によりまして、現在はさほど影響がない、コロナ前に戻ったというような回答もあったところです。

全体としまして、コロナの影響は残っておりますけれども、請負作業の回復、あるいは社会ニーズに対応した新事業の開拓、新分野進出などの事業所の努力によりまして、一定程度回復の傾向にある

ものと考えております。

大門委員 ありがとうございます。

回復傾向にあるということは非常によかったと思っております。

それでは、最後の資料を見てください。これは、全ての都道府県が障害者就労施設に出しております仕事の推移になります。

これを見てもみますと、富山県の障害者就労施設からの調達実績は、令和元年で1,096件仕事を出していきまして、1,768万円支払っている状況にあります。これは、平成27年と比べますと、件数は229件、金額にして578万円だったので、件数は5倍、金額にいたっては3倍の金額を出しており、順調に推移をしているのかと思っております。

これをこの表のように全国比で見てもみますと、件数にいたっては上位10番目に位置しておりまして、これはすごい結果だと思っております。

しかし、これを金額ベースで見てもみますと、金額でいきますと下から5番目に位置しております。それを1件当たりの金額で割り当ててみますと、下から2番目の位置になります。これから分かるとおり、全国でも障害者就労施設に対して、仕事の件数は大変出しておりますが、1件1件の仕事の内容は安いということが分かります。

同じこの1,000件台を出している福岡県で見ますと、富山県の金額の10倍であります1億1,882万円出している状況にありますし、近県の福井県では198件と、富山県と0の単位が違うぐらい出している件数ですけれども、富山県より多い2,557万円という金額を出しております。

こういった障害者就労施設は、安定した仕事的大事ですし、就労

継続支援A型事業所に関しましては最低賃金も最近向上するということが決まりましたし、就労継続支援B型事業所では工賃の向上が大切であると言われております。

コロナの影響で厳しい状況にあったがもう回復傾向にあったと言っておられましたが、いま一度、この富山県の全ての部局の仕事を精査する価値が私はあるのではないかと考えております。そうすることで、バランスのよい形で障害者就労施設に仕事を出せるのではないかと考えておりますが、木内厚生部長の御所見をお伺いしたいと思います。

木内厚生部長 委員御指摘のとおり、本県、富山県庁の調達実績でありますけれども、件数は上位であるものの調達額は下位であるという状況でございます。

これまで県では、庁内に設置をしております富山県障害者優先調達推進委員会という委員会がございまして、調達方針、各年度の調達目標額を定めて、例えば、随意契約を活用して、印刷物の発注や啓発物品等の購入、それから専用ウェブサイトによる物品等情報の共有など、障害者就労施設への優先的な調達に取り組んでまいりました。

そうした結果、今、御紹介もありましたとおり増加傾向にはあるわけですが、今後、その調達1件当たりの調達額を伸ばしていくということが課題でございます。

1つには、1つの障害者就労施設だけでは対応できないような大口の受注が必要だというお話がありまして、共同で受注できるような窓口の設置や、単価が高い除草作業など、そういった事例で調達が進んでいないということがありましたので、他県で調達されてい

ることの事例の共有を行ってまいりました。

特に今年度は、コロナ禍であるということもありまして、優先調達のさらなる拡大を図るため、国の交付金を活用しまして優先調達のための予算を上積みしております。これによりまして、優先調達に取り組む所属を拡大し、発注単価の向上といったものにつなげていきたいと考えております。

本当に委員御指摘のとおり、件数は多いけれども単価が低いということでございますので、引き続き全庁を挙げて、優先的な調達に取り組んで、障害者就労施設を支援してまいりたいと考えております。

大門委員 ぜひとも取り組んでいただいて、単価の向上も含めて今後大きな課題があると思いますので、よろしく願いをいたします。

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

渡辺委員長 大門委員の質疑は以上で終了しました。

ここで、換気のため暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午前11時00分休憩